

令和6年能登半島地震の被災地に関する電気工事士試験及び電気主任技術者試験に係る免除期間の延長について

令和6年能登半島地震において亡くなられた方々に心からご冥福をお祈り申しあげるとともに、被災された全ての方々に御見舞いを申し上げます。

経済産業省及び一般財団法人電気技術者試験センターは、令和6年能登半島地震による影響に鑑み、電気工事士試験及び電気主任技術者試験において下記のとおり免除期間の延長を行います。

今回の地震で被災した新潟県、富山県、石川県及び福井県^{*}に在住の対象となる方には、当試験センターよりご登録された情報を基に御連絡させていただきますので、当センターのホームページや通知を御確認ください。

^{*}対象地域（災害救助法適用地区）の詳細は、[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。

○電気工事士試験

1. 令和5年度第一種電気工事士試験の学科試験合格者（技能試験合格者を除く）は、令和6年度からの年度2回の試験実施に伴い、特例として令和6年度の上期または下期試験のいずれかに、学科試験免除の権利を行使できます。

2. 令和5年度第二種電気工事士下期試験の学科試験合格者（技能試験合格者は除く）を対象に、本来令和6年度上期試験までの学科試験免除の権利を申請により令和6年度上期または下期試験のいずれかに、学科試験免除の権利を行使できます。

3. 令和6年度第一種電気工事士上期試験及び第二種電気工事士上期試験の学科試験合格者（同試験における技能試験合格者は除く）を対象に、本来令和6年度下期試験までの学科試験免除の権利を申請により令和6年度下期または令和7年度上期試験のいずれかに、学科試験免除の権利を行使できます。

試験	R5	R6		R7
		上期	下期	上期
第一種電気工事士	学科試験免除権利	いずれかで行使		
	学科試験免除権利		申請により	いずれかで行使
第二種電気工事士	下期	上期	下期	上期
	学科試験免除権利	申請により	いずれかで行使	
	学科試験免除権利		申請により	いずれかで行使

○電気主任技術者試験

1. 令和4年度並びに令和5年度における第一種及び第二種電気主任技術者試験の一次試験合格者（同試験における二次試験合格者を除く）を対象に、その合格した一次試験の免除期間が延長される予定です。
2. 令和3年度、令和4年度並びに令和5年度における第一種、第二種及び第三種電気主任技術者試験の一次試験科目合格者（同試験における二次試験合格者を除く）を対象に、申請によりその合格した一次試験の科目の免除期間が延長される予定です。

詳細につきましては、別途お知らせいたします。